

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年1月30日提出

みよし市長 小山 祐

記

専決第12号 令和7年12月25日

専決第12号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和7年12月25日

みよし市長 小山 祐

記

- 1 処分事項 草刈り作業中の事故の損害賠償の額の決定
- 2 損害賠償額 715,138円
- 3 事故内容
 - (1) 事故発生日 令和7年8月26日(火)
 - (2) 事故発生場所 みよし市三好町天王地内(相手方自宅敷地)
 - (3) 事故経過 天王小学校敷地の草刈り作業中に小石が飛び、上記地内に駐車中の車両に当たった。
- 4 相手方の損害の程度
車両のフロントガラスの損傷
- 5 過失割合 みよし市100%、相手方0%